

# 健康社会学研究会会則

1987年4月1日制定  
1989年6月24日改正  
1989年11月25日改正  
2001年6月23日改正  
2006年6月17日改正  
2008年5月24日改正  
2009年5月30日改正  
2011年5月28日改正  
2013年7月6日改正  
2019年6月15日改正  
2021年2月4日改正

## 第1条（名称）

本会は、健康社会学研究会—Japanese Society of Health Sociology—（以下、「研究会」という）と称する。

## 第2条（目的）

研究会は、健康と社会の理想的なあり方を追求し、健康科学への貢献とその現実への応用を図ることを目的とする。

## 第3条（事業）

研究会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1) 総会（年1回）
- 2) 定例会
- 3) セミナー
- 4) 会報の発行
- 5) その他、研究会の目的達成に必要な事業

## 第4条（会員）

研究会の目的に賛同する次の者をもって組織する。

- 1) 正会員 本研究会の目的に賛同し、別に定める会費を納める者。
- 2) 賛助会員 本研究会の目的に賛同し、事業を後援する法人・団体又は個人。
- 3) 名誉会員 本研究会に特に功績のあった者で、運営委員会の推薦を経て、総会で承認された者。

## 第5条（役員）

研究会に次の役員を置く。

- 1) 顧問 若干名
- 2) 代表 1名
- 3) 副代表 2名
- 4) 運営委員 若干名
- 5) 監事 2名

## 第6条（役員の仕事）

役員の仕事は次の通りとする。

- 1) 顧問 代表の要請に応じ、研究会の運営全般についての助言を行なう。
- 2) 代表 研究会を代表し、会務を総括する。
- 3) 副代表 代表を補佐し、代表に事故あるときはその業務を代行する。
- 4) 運営委員 運営委員会を組織し、庶務、会計、編集等の会務の執行に当る。
- 5) 監事 研究会の会計及び事業の執行状況について監査し、総会に報告する。

## 第7条（役員を選出）

役員を選出は次の通りとする。

- 1) 代表 運営委員会の推薦により、総会で選出する。
- 2) 副代表 運営委員の中から代表が指名し、運営委員会において承認された者とする。
- 3) 運営委員 正会員の中から互選する。ただし、代表が必要と認めるときは、会員から推薦し、運営委員会の承認を得て選出することができるものとする。
- 4) 監事 正会員の中から互選する。

## 第8条（役員の任期）

役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げないこととする。

2. 役員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

## 第9条（会費等）

研究会の運営費は会費及び寄付金をもってこれにあてる。

2. 会費は、次の通りとする。

- 1) 年会費 正会員 年額 5,000円
  - 2) 賛助会員 随時 1,0000円（1口）以上
  - 3) 顧問、名誉会員 免除
3. 会費を2年以上納入しない場合は、退会したものとみなす。

## 第10条（総会）

総会は年1回代表がこれを召集する。

2. 総会の決議は出席者の過半数をもって決する。

## 第11条（会計報告）

会計報告は、監事の監査を経て総会に報告する。

## 第12条（運営委員会）

研究会に運営に必要な事項を審議するため、運営委員会を随時開催する。

2. 運営委員会は代表がこれを召集し、議長となる。

## 第13条（部会）

研究会の事業を円滑にすすめるため運営委員会の発議により、部会を置くことができる。

## 第14条（会則の変更）

研究会の会則の変更は運営委員会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

## 第15条（事務局）

研究会の事務局は、日本女子体育大学 体育学部 健康スポーツ学科（〒157-8565 東京都世田谷区北烏山 8-19-1）に置く。

## 附則

本会則は昭和62年4月1日から施行する。

2. 本研究会の前身は、昭和55年10月20日に発足した保健社会学研究会である。

【改正経過】

- 2001.6.23 第4条（会員）『2 学生会員』及び第9条（会費）『4 年会費 学生会員』を削除。  
第9条（会費）『1 入会金』を削除。  
第15条（事務局）東京顕微鏡院から恩賜財団母子愛育会に変更。
- 2006.6.17 第15条（事務局）恩賜財団母子愛育会から東海女子短期大学に変更。
- 2008.5.24 第15条（事務局）東海女子短期大学から東海学院大学短期大学部に変更。
- 2009.5.30 第15条（事務局）東海学院大学短期大学部から東海学院大学に変更。
- 2011.5.28 第6条（役員）3) 副代表1名を、2名に変更。  
第7条（役員の選出）2) 副代表の記載文章の修正。3) 運営委員の選出方法の追加。  
第9条（会費等）3) 顧問を追加。  
第15条（事務局）東海学院大学から帝京平成大学に変更。
- 2013.7.6 第15条（事務局）住所を〒170-8445 豊島区東池袋 2-51-4 から〒164-8530 中野区中野 4-21-2  
に変更。
- 2019.6.15 第3条（事業）2) 研究会（原則として月1回）を、定例会に変更。3) セミナーの開催をセミ  
ナーに変更。
- 2021.2.4 第15条（事務局）帝京平成大学 現代ライフ学部 人間文化学科（〒164-8530 東京都中野区  
中野 4-21-2）を、日本女子体育大学 体育学部 健康スポーツ学科（〒157-8565 東京都世田  
谷区北烏山 8-19-1）に変更。

以上